

今回のテーマ「特定技能制度運用要領改正 令和7年4月1日」について

特定技能制度の運用要領改正について、出入国在留管理庁 HP を確認ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>

1 特定技能外国人受入れに関する運用要領（本体）の改正のポイント

上記の届出に係る変更点、在留申請における提出書類と提出書類省略のルールに係る変更点のほか、以下の点が改正されます。

- (1) 特定技能所属機関に関する基準等
 - 特定技能所属機関に関する不正行為の類型として、「へ 1号特定技能外国人支援に基づく支援に関し、出入国または労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為」が追加されます。
 - 特定技能基準省令の改正に伴い、特定技能所属機関の要件に「地方公共団体から共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をする」とが加わります。
- (2) 1号特定技能外国人支援計画の基準
 - 特定技能基準省令の改正に伴い、1号特定技能外国人支援計画の実施に関しては、「地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること」が求められます。
- (3) 登録支援機関の登録拒否事由
 - 登録支援機関に関する不正行為として、次の類型が追加されます。
 - カ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為
 - コ 特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為
 - ク 1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為

※以下の参考様式については、令和7年4月1日付けで改正します。

- ・参考様式第1-5号（特定技能雇用契約書）
- ・参考様式第1-17号（1号特定技能外国人支援計画書）
- ・参考様式第3-1-2号（特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書）
- ・参考様式第3-3-1号（支援委託契約の変更に係る届出書）
- ・参考様式第3-3-2号（支援委託契約の終了又は締結に係る届出書）
- ・参考様式第3-4号（受入れ困難に係る届出書）
- ・参考様式第5-5号（定期面談報告書（1号特定技能外国人用））
- ・参考様式第5-6号（定期面談報告書（監督者用））

※以下の参考様式について、令和7年4月1日付けで新規の様式として作成します。

- ・参考様式第5-14号（1か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書）
- ・参考様式第5-15号（行方不明が判明した際の状況説明書）
- ・参考様式第5-16号（基準適合性に係る誓約書・特定産業分野に係る説明書）
- ・参考様式第5-17号（基準適合性及び特定産業分野に係る説明書）
- ・参考様式第5-18号（基準不適合に係る説明書（特定技能所属機関作成用））
- ・参考様式第5-19号（基準不適合に係る説明書（登録支援機関作成用））

※以下の参考様式については、令和7年4月1日以降廃止します。

- ・参考様式第1-9号（徴収費用の説明書）
（内容を参考様式第1-17号（1号特定技能外国人支援計画書）に組み込んだもの）
- ・参考様式第1-30号（出入国在留管理庁電子届出システムに関する誓約書）
（提出書類省略のルールが変更となるため廃止とするもの）

【地域の共生施策に関する連携】
確認ください

_____ 市・区・町・村民 殿

協 力 確 認 書

特定技能外国人の受入れに当たり、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をいたします。

年 月 日

特定技能所属機関名 _____
事業所の所在地 _____
担当者連絡先（部署・担当者名） _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

2 1号特定技能外国人支援に関する運用要領の改正のポイント

- 特定技能基準省令の改正に伴い、1号特定技能外国人支援計画の基準に係る記載を追記します。
- 出入国する際の送迎
特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が車両を利用して送迎する場合について、道路運送法違反とならない具体例等を追記します。
- 定期的な面談におけるオンラインの活用について
特定技能所属機関等による定期的な面談について、面談の対象となる特定技能外国人の同意がある場合は、オンライン面談を実施可能とします。
なお、定期的な面談は、従前のとおり、3か月に1回以上行う必要があります。